

厚生労働省の国民保護事案における救護班の編成について

- ・ 避難住民等の救援に関する措置については、「国民の保護に関する基本指針」において厚生労働省や指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成することとなっており、国民保護計画を策定している。

国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日 閣議決定）

第2節 避難住民等の救援に関する措置

3. 救援の内容

(3) 医療の提供及び助産

1. 都道府県知事は、避難住民等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等の医療関係者に対し、医療を行うよう要請するものとする。この場合において、医療関係団体を通じて当該医療関係者に要請を行うなど、適切な要請方法をあらかじめ定めておくものとする。
2. 厚生労働省、指定公共機関〔国立病院機構、日本赤十字社〕及び被災地・避難先地域以外の地方公共団体は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成するものとする。また、国〔厚生労働省、文部科学省〕及び当該地方公共団体の長は、必要に応じ、公的医療機関及び民間医療機関に対し救護班の派遣を依頼するものとする。

避難のための輸送力が限定されると想定されることから、住民避難が最優先であること、家畜の受入先や輸送手段の確保が必要なことを踏まえると、家畜を島外へ避難させることは容易ではなく、島外へ避難させる家畜の優先順位付けや島内での避難を検討する必要。

基本的な考え方

島外への避難

1

避難が容易ではないことを前提として、
あらかじめ、**避難させる家畜の優先順位**を検討。
(例：遺伝的希少性が極めて高い繁殖用家畜)

実際に避難させるためには、①**受入先の確保**、②**輸送手段の確保**が必須

島内での避難

2

放牧地等の避難場所の選定・確保

① 場外への**逸走を防止**する措置の実施（事故防止）

② **採食（牧草）・飲水できる環境の整備**（長期避難における生存環境の確保）

県としての考え方を明確に示した上で、具体的な避難方法を検討することが重要。

1 現状（先島地域、搬送等）

- (1) 市町村の住民意見交換会等で**家畜の取扱い**、**補償の有無**に係る懸念あり
- (2) 家畜の**九州への船舶搬送**は、給水など通常の貨物とは取扱いが異なる
- (3) **先島地域の飼養状況**は、例えば、牛で農家数1,283戸、総頭数42,667頭
- (4) 県境をまたぐ多数の家畜の広域避難に関する**過去の事例**は見当たらない

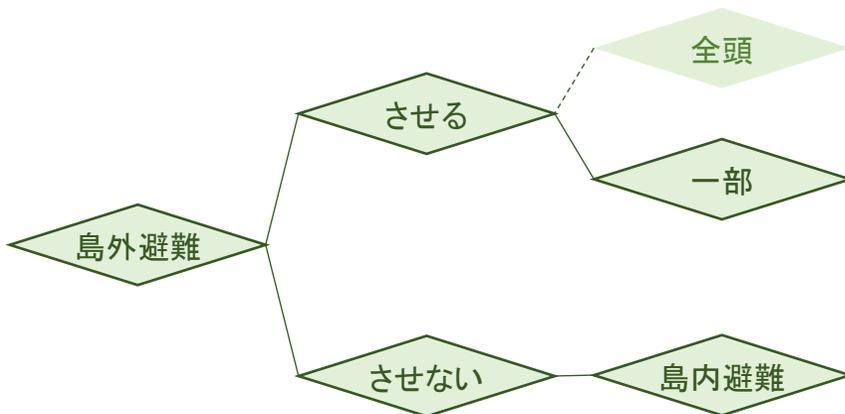
域内飼養状況 (R5沖縄県畜産統計)

・牛の農家数	: 1,283戸	・総頭数	: 42,667頭
・豚の農家数	: 27戸	・総頭数	: 1,909頭
・鶏の農家数	: 61戸	・総頭数	: 69,312羽
・馬の農家数	: 77戸	・総頭数	: 360頭
・山羊の農家数	: 387戸	・総頭数	: 3,624頭

2 県の基本的な検討スタンス

- (1) 住民避難が最優先だが、**地元や受入先の意向**、**避難の実行性**、**事後の畜産業復興**等の観点から取り組んでいく。
- (2) **補償**に関しては、事後、国において復興施策の在り方の一環として検討されることが基本とことから、本訓練での検討はあまり現実的でない。

3 避難のあり様と検討課題



- 一部市町村で、**全頭避難は現実的でない**との共通認識あり → 全頭は困難
 - 限られた輸送力の中、家畜の**島外への避難は容易ではない**
- 1 島外避難(一部)**
 - (1) 対象家畜、態様の選定 (例: 遺伝的希少性が極めて高い家畜、凍結精液等)
 - (2) 避難するには、①九州山口の受入先→②輸送手段の確保→③受入後の飼養
 - 2 島内避難**
 - (1) 避難場所の選定
 - ア 場外への逸走防止対策(事故防止)
 - イ 採食・飲水の確保(長期避難における生存環境の確保)
 - (2) 輸送計画の策定

島内で「誰が」「いつ」「どうやって」輸送するか
 - 3 関係者(避難対象者)への丁寧な説明**

令和7年度以降も、引き続き、国（内閣官房、消防庁、農林水産省）、県（防災危機管理課、畜産課）、先島5市町村、九州山口各県など関係機関と連携し、検討を進めていきたい。

- ・ペット（家庭動物）が家族の一員として扱われるようになってきており、住民避難が最優先され、家庭動物の島外への避難が容易ではない場合においても、住民の意向に応じ家庭動物も避難できる体制整備が必要。

基本的な考え方

1. 島外避難に向けた事前の備え

域内の家庭動物の飼育状況を確認、把握する

（犬猫等の域内での飼育世帯・頭数の概数把握と、飼育状況（屋内飼育か、しつけ状況、多頭飼育等）の把握）

適正飼養の推進（マイクロチップ装着、不妊去勢手術、ケージでの飼育に慣らす等）

飼養物資の確保及び備蓄（動物種別やサイズにより必要な設備・物資が異なるため、飼い主による準備が望ましい）

2. 島外避難時の対応

受入先の確保が必要

輸送手段の確保が必要（飼い主と同行避難するか、飼い主と別に輸送するかも含め要検討）

※避難対象者への丁寧な説明（不公平感を持たれないよう、家庭動物を飼っていない避難者にも要説明）

3. 島内に残された家庭動物の取扱い

何らかの理由で飼い主が家庭動物を島内に残す場合には、以下対応が必要

（1）飼い主の意向確認、残される家庭動物の把握

（2）残された家庭動物の屋外への逸走防止対策と給餌・給水の手段の確保

（3）飼養保管場所への輸送計画の策定（「誰が」「いつ」「どうやって」輸送するか）